

アメリカ合衆国における「ごみ捜査」

梶 悠 輝

- I はじめに
- II 1988年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決に至る判例動向
- III 1988年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決への州最高裁の異論
- IV 1988年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の近時の見直し論
- V 若干の考察
- VI 結びにかえて

I はじめに

日本国憲法35条は、「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、…正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない」とし、いわゆる令状主義を規定している。捜査の適法性判断の枠組みに関する通説的な理解であるいわゆる重要利益侵害説¹⁾を前提にする場合、捜査機関が被処分者の重要な権利利益を実質的に制約する処分、すなわち強制処分を行う場合には、原則として裁判官が発する令状が要求されることになる。

では、こうした理解を前提とした場合、捜査機関が、公道やマンションの共有スペースなどに設置されたごみ集積所に個人が廃棄したごみ袋を、犯罪捜査のために無令状で取得して開封することは許されるのか。この点について

1) 重要利益侵害説については、井上正仁『強制捜査と任意捜査』（有斐閣、新版、2014）2頁以下、大澤裕「強制捜査と任意捜査」法学教室439号（2017）58頁以下などを参照。

ての判断を示した最高裁判例として、最決平成20年4月15日²⁾(以下、平成20年決定)がある。同決定は、被告人が強盗殺人等の罪に問われた事案に関するものであり、その中では、被告人とその妻が公道上に廃棄したごみ袋を警察官が持ち帰り、占有を取得して開封した行為の適否が争われた。最高裁は、「被告人及びその妻は、これらを入れたごみ袋を不要物として公道上のごみ集積所に排出し、その占有を放棄していたものであって、排出されたごみについては、通常、そのまま収集されて他人にその内容が見られることはないという期待があるとしても、捜査の必要がある場合には、刑訴法221条により、これを遺留物として領置することができるというべきである」と判示し、当該捜査は適法であると結論づけた。この決定によれば、公道に廃棄されたごみ袋の占有を捜査機関が取得して開封する行為の適否を判断するにあたっては、まずもって、刑訴法221条が定める領置手続の要件を満たすかどうかが問われることになる。同条は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる」と定めており、平成20年決定は、被告人らのごみ袋を公道に「放棄」した点を捉え、当該ごみ袋が刑訴法221条にいう「遺留物」に当たることを理由に、警察官がこれを持ち帰り開封する行為は適法な領置であるとしたのである。

また、近年の重要判例として、東京高判平成30年9月5日³⁾(以下、平成

- 2) 刑集62巻5号1398頁。本件評釈のうち、廃棄されたごみを無令状で取得した警察官の行為の適否を論じているものとして、伊藤博路「判批」名城ロースクール・レビュー18号(2010)235頁以下、宇藤崇「判批」ジュリスト臨時増刊1376号(2009)208頁以下、笹倉香奈「判批」法律時報81巻4号(2009)121頁以下、鹿野伸二「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇(平成20年度)』(法曹会、2012)289頁以下、隄良行「判批」捜査研究57巻11号(2008)24頁以下、「匿名解説」判例タイムズ1268号(2008)135頁以下、緑大輔「判批」速報判例解説3号(2008)213頁以下、山口直也「判批」受験新報690号(2008)33頁以下。また、大野正博「ごみに対する『遺留物』としての領置の適法性」憲法論叢16号(2009)153頁以下、松代剛枝「捜査としての公道上の人のビデオ撮影・ごみの領置」関西大学法学論集59巻6号(2010)1頁以下も参照。
- 3) 高刑集71巻2号1頁。本件評釈として、浅葉義浩「判批」Keisatsu Koron 74巻4号(2019)87頁以下、栗田知穂「判批」警察学論集73巻7号(2020)128頁以下、金子章「判批」法学教室466号(2019)127頁、川島享祐「判批」刑事法ジャーナル66号(2020)122頁以下、北原直樹「判批」研修845号(2018)19頁以下、小浦美保「判批」新・判例解説 Watch26号(2020)

30年判決)がある。同判決は、被告人が住居侵入および窃盗の罪などに問われた事案に関するものであり、その中では、警察官が、オートロックマンションの各階の共用スペースに設置されたゴミステーションに被告人が廃棄したごみ袋について、当該マンションの管理会社や清掃会社と協議し、清掃会社の清掃員から任意提出を受けて開封した行為の適否が争われた。東京高裁は、まず、「…居住者等は、回収・搬出してもらうために不要物としてごみを各階のゴミステーションに捨てているのであり、当該ごみの占有は、遅くとも清掃会社が各階のゴミステーションから回収した時点で、ごみを捨てた者から、本件マンションのごみ処理を業務内容としている管理組合、その委託を受けたマンション管理会社及び更にその委託を受けた清掃会社に移転し、重疊的に占有している」として、「遅くとも」ごみの回収時点で被告人のごみに対する占有は失われ、清掃会社らに移転していたことを確認した。そのうえで、「(本件ごみ袋は)…マンション管理会社や清掃会社が占有するに至っていたものであり」、「その所持者が任意に提出した物を警察が領置したもの」であると判示し、警察官によるごみ袋の占有取得は刑法221条の領置手続の要件を満たすとした。さらに、当該ごみ捜査の必要性・相当性を検討し、任意捜査の適法性を判断した。その際、ごみ袋に対する被告人のプライバシーについて、「みだりに他人にその内容を見られることはないという期待を有しているものといえる」と断言しつつも、当該捜査の必要性・相

197頁以下、是木誠「判批」警察学論集72巻7号(2019)151頁以下、「匿名解説」判例タイムズ1466号(2020)103頁以下、堀田尚徳「判批」広島法科大学院論集17号(2021)267頁以下、松代剛枝「判批」ジュリスト1531号・平成30年度重要判例解説(2019)164頁以下、山田峻悠「判批」法学新報126巻9=10号(2020)197頁以下。また、高村紳「公共空間におけるプライバシー侵害を伴う捜査手法の適法性判断枠組みの再検討」中央学院大学法学論叢34巻1号(2020)35頁以下も参照。その他の「ごみ捜査」に関する近時の高裁判例について論じた評釈として、浅沼雄介「判批(東京高判令和3年3月23日D1-Law.com判例体系28291723)」警察学論集74巻10号(2021)149頁以下、中島宏「判批(東京高判平成29年8月3日D1-Law.com判例体系28253224)」法学セミナー63巻4号(2018)124頁。なお、とくに集合住宅や戸建住宅などの私的な敷地内に廃棄されたごみの取得について論じた文献として、緑大輔「刑事手続における遺留物の領置・再論」山口厚他編『寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集』(成文堂、上巻、2021)99頁以下、松代剛枝「私領域のごみ置場に置かれたごみの取得捜査」同117頁以下。

当性を認め、取得したごみ袋の開封を含めた一連の捜査は領置手続に「必要な処分」であるとして、その適法性を認めたのである。

この2つの判例には、問題となったのが遺留物の領置か任意提出による領置かという点や、ごみが廃棄された場所が公道かオートロックマンション内の共用スペースかという点に相違があるものの、警察官が廃棄されたごみ袋を領置し、その内容物を確認する行為の適否が問題になった点は共通している⁴⁾。さらに、その行為が被告人らの重要な権利利益を実質的に侵害するものであったかどうか、すなわち強制処分該当性や、憲法35条の令状主義に照らしてあらかじめ令状を取得しておくべきであったかどうかを検討することなく、まず、刑事法上の領置手続に該当するかどうかを判断した点も一致している。そのうえで、捜査の必要性を（平成30年判決では相当性も）肯定し、無令状でごみの占有を取得して開封した行為を適法としたのである⁵⁾。

両判断を前提にすれば、廃棄されたごみの占有を取得して開封する行為は、原則として無令状で行うことができることになる。原則として令状を要しない理由については、領置手続はその占有取得過程に強制を伴わず、そのため憲法35条の「押収」にはあたらないからであると一般に解されている⁶⁾。また、

4) 是木・前掲注3) 158頁。

5) 両判例が強制処分該当性や令状の要否を判断することなく領置手続の該当性のみを問題にした点を巡っては、以下の3つの理解が示されている。①廃棄されたごみについてはプライバシー保護への期待が乏しく、強制処分にあたらないのを前提としたものとの理解（北原・前掲注3) 25頁、是木・前掲注3) 160頁、堀田・前掲注3) 282頁）。②領置および必要な処分としてのごみの開封・内容確認という法的構成のもとでは、強制処分該当性を論じる必要はないとしたものとの理解（匿名・前掲注3) 106頁）。なお、この理解について緑・前掲注2) 215-216頁は、刑事法上、占有の強制的な剥奪を伴わない領置は憲法上の「押収」にあたらないとされている以上、領置に該当し、占有剥奪の強制性が否定されれば「押収」にはあたらないので、任意捜査としての限界の問題だけが残るとしたものと説明している。③②の理解を前提にしつつ、警察が宅配業者に運送中の荷物の任意提出を求めてその開封を試みるような場合を念頭に、このような場合には、内容物に対するプライバシーの重要性が考慮され、宅配業者の任意提出権限が否定されるとの見解（川出敏裕「物の占有とプライバシー」研修753号（2011）3頁以下、10頁）を本判決にあてはめる理解（山田・前掲注3) 206-207頁）。

6) 酒巻匡『刑事訴訟法』（有斐閣、第2版、2020）103頁、寺崎嘉博＝長沼範良＝田中開『刑事訴訟法』（有斐閣、第6版、2020）100頁、宇藤崇＝松田岳士＝堀江慎司『刑事訴訟法』（有斐閣、第2版、2018）146-147頁、椎橋隆幸＝安村勉＝洲見光男＝加藤克佳『刑事訴訟法』（有斐閣、

両判例における当該捜査の必要性・相当性判断において言及された「みだりに他人にその内容を見られることはないという期待」というものが、その判断の中でどの程度の重みをもつものと受け止められているのかは判然とせず、それゆえ、平成30年判決に対しては、捜査の必要性を基礎づける嫌疑の認定の曖昧さや、捜査の必要性と対立する反対利益の検討の不十分さの観点からの批判も見られる⁷⁾。果たして、このような日本の「ごみ捜査」のあり方は妥当なのか、「ごみ捜査」に対する適正な統制を図るうえで見直すべき点はないのか。

本稿では、日本における「ごみ捜査」のあり方を考えるうえでの有益な示唆を得るため、日本国憲法35条の母法である合衆国憲法修正4条⁸⁾を擁するアメリカ合衆国における「ごみ捜査」を巡る議論を参照したい。のちに見るように、アメリカでは、廃棄された家庭ごみに対する捜査に関するリーディングケースである1988年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決⁹⁾において、警察官が廃棄されたごみを無令状で取得して開封する行為は合衆国憲法修正4条に違反しないことが確認された。しかし、その直後から現在に至るまでに、同判決に反して、無令状での「ごみ捜査」が各州憲法に違反するとの判断を示した州レベルの判例が複数現れている。さらに、技術革新や社会構造の変化、それらに伴うプライバシー意識の高まりや捜査とプライバシーに関する近時の重要判例の登場などを背景に、学説においても、前記グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の見直しを説く見解が示されるようになっていく。

そこで、本稿では、まず、廃棄された家庭ごみに対する無令状での捜査に

2018) 157頁、上口裕『刑事訴訟法』(成文堂、第4版、2015) 143頁、福井厚『刑事訴訟法講義』(法律文化社、第4版、2009) 130頁、松尾浩也『刑事訴訟法』(弘文堂、新版、上巻、1999) 76頁。

7) 川島・前掲注3) 131頁、小浦・前掲注3) 200頁、堀田・前掲注3) 290-291、293頁。

8) 合衆国憲法修正4条「不合理な搜索及び…押収から、その身体、家屋、書類及び所有物の安全を保障される人民の権利は、これを侵してはならない。邦訳は、高橋和之編『世界憲法集』(岩波書店、新版第2版、2021) 76頁による。

9) *California v. Greenwood*, 486 U.S. 35 (1988).

関するリーディングケースである1988年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決に至る判例動向を概観する(Ⅱ)。次に、同判決と異なる判断を下した各州の最高裁判決を整理する(Ⅲ)。さらに、「ごみ捜査」を巡る議論の中でとくによく言及される捜査とプライバシーに関する近時の重要な合衆国最高裁判決と、前記グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の見直しを説く近時の議論にも目配りしておく(Ⅳ)。以上を踏まえつつ、日本の「ごみ捜査」のあり方を模索するうえで、アメリカ合衆国における「ごみ捜査」を巡る議論からいかなる示唆を得ることができるのか、若干の考察を行いたい(Ⅴ)。

Ⅱ 1988年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決に至る判例動向

本章では、1988年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決に至る判例動向の整理として、まず、ごみを対象とする捜査の適法性判断に際して財産権的なアプローチを採用していた従前の判例を概観する。次に、プライバシーを制約する捜査手法の適否を判断するに際して、従前の財産権的なアプローチから「プライバシーの合理的な期待」アプローチへの転換を果たしたことで知られる1967年カツ・ケース合衆国最高裁判決¹⁰⁾を紹介する。そのうえで、前記のグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決と、それに付されたブレナン裁判官の反対意見をはじめとする同判決への批判を整理する。

1. ごみを対象とする捜査の適法性判断に関して財産権的なアプローチを採用した判例

従来、プライバシーを制約する捜査の適法性の検討に際して、裁判所は財産権的なアプローチを採用していた。財産権的なアプローチとは、警察が無令状で行った捜査が修正4条に違反するかどうかを判断する際に、財産権の観点

10) Katz v. United States, 389 U.S. 347 (1967).

から、憲法上保護された私的領域に対する「物理的な不法侵入 (physical trespass)」が認められるかどうかを検討するアプローチであり、廃棄されたごみなどの押収物に関していえば、その検討にあたり、当該押収物が処分対象者により「放棄 (abandonment)」されていたかどうかを問題にするものである¹¹⁾。

廃棄されたごみを対象とする捜査の適法性が争われた判例のうち、この財産権的アプローチを採用した代表的なものとして、①1957年ワーク・ケースコロンビア特別区巡回区控訴裁判所判決¹²⁾、②1960年アベル・ケース合衆国最高裁判決¹³⁾、③1962年ミンカー・ケース第3巡回区控訴裁判所判決¹⁴⁾をあげることができる。

(1) 1957年ワーク・ケースコロンビア特別区巡回区控訴裁判所判決

この判決は、控訴人が不法に輸入されたと知りながら麻薬を隠匿した罪に問われた事案に関するものである。警察官らは、少女が控訴人宅で麻薬を使用していることを知り、捜索令状なく家に赴き、ドアをノックした。しかし、返事がなかったため、ドアを開けて数歩入り、1階廊下に出たところ、控訴人が、開けられたドアについて何かしら不満を述べつつ、警察官らの横を通りすぎた。警察官らは、玄関を出た控訴人が、ベランダを横切って階段を降り、ベランダの下にあるごみ箱に何かを捨てる動作をするのを見た。しかし、同人の手には何もなかった。その直後、警察官の一人がごみ箱の蓋を持ち上げ、麻薬の入った小ビンを取り出した。

本件では、無令状で押収された当該小ビンの証拠能力が争われ、控訴裁判所は、次のように判示し、結論として当該小ビンとその中身の証拠能力を否定した。

「…本件で押収された物は…合衆国憲法修正4条で規定される住居に対す

11) See, 1 WAYNE LAFAYE, SEARCH AND SEIZURE, 930 (6th ed., 2020).

12) Work v. United States, 243 F.2d 660 (D.C. Cir. 1957).

13) Abel v. United States, 362 U.S. 217, 241 (1960).

14) United States v. Minker, 312 F.2d 632 (3d Cir. 1962).

る保護を失うような態様で放棄されたわけではなかった。小ビンが発見されたごみ箱は本件家屋に近接していた。それは、控訴人による住居での家庭内使用に準ずるものであった。それは宅地又は『住居を囲む一般的な囲い』の中にあった。…(証拠写真が示すところによると)ごみ箱は、住居の一部をなす石造りのベランダや階段の下にあった。ごみ箱が通りから部分的に見えていたかもしれないことは重要ではない。…このように設置され、使用されているごみ箱の中に小ビンを入れたことは、ごみ収集人のように、破碎目的でごみ箱の中身を取り出すことを暗黙にまたは明示的に許可された者との間でない限り、小ビンの放棄にあたりと解されるべきではない」。

(2) 1960年アベル・ケース合衆国最高裁判決

この判決は、申立人がスパイ行為の共謀の罪に問われた事案に関するものである。本件では、警察官が、無令状で、申立人がホテルのごみ箱に捨てた物を、同人のチェックアウト後に押収した行為についての適法性が争われた。裁判所は、次のように判示して当該捜査の適法性を認めた。

「記録によれば、申立人はこれらの物品を放棄していた。同人はそれらを捨てたのである。同人に関する限り、それらは無主物 (bona vacantia) であった。そのように放棄された財産 (abandoned property) を当局が占有することに何ら違法はない」。

(3) 1962年ミンカー・ケース第3巡回区控訴裁判所判決

この判決は、控訴人が故意に賭博物品税 (wagering excise taxes) を脱税しようとした罪に問われた事案に関するものである。捜査官は、ごみ収集人と相談し、捜査対象のアパートの敷地内ではあるものの、建物の外に設置されたごみ箱の中身を調べる許可を得た。アパートの管理者は、週に3回ごみを廃棄するために収集人を雇っており、ごみ箱は4人のテナントとアパートの管理人が使用していた。捜査官は、ごみ箱の中身を敷地外で探索し、加算器のテープやその他の紙片を押収した。これらの物品の多くには、控訴人の

ものと思われる筆跡が確認された。本件では、捜査官が、無令状でこれらの物品をごみ箱から取り出した行為が違法な搜索押収にあたるかどうか争われた。控訴裁判所は以下のように判示し、本件捜査の適法性を認めた。

「我々は、(控訴人が) 財物を放棄した (abandoned) だけでなく、それに加えて、ごみ箱が憲法上の保護を受けることができる領域外に設置されていたことは十分に明らかであると思料」し、本件アパートの2階に住んでいた控訴人には、建物外のごみ箱に対する捜査官による探索について、不合理な搜索であると主張する資格はない。

2. 「プライバシーの合理的な期待」アプローチへの転換

前項で概観したように、従前、ごみを対象とする捜査の適法性判断にあたっては、判例上、そのごみが個人によって「放棄」されていたかどうかという観点から検討を行う財産権的アプローチが採用されていた。その一方で、プライバシーを制約する捜査の適法性判断に際して、前記の財産権的アプローチを転換し、新たに「プライバシーの合理的な期待」アプローチを採用した判例として広く知られる¹⁵⁾ のが、1967年カツ・ケース合衆国最高裁判決¹⁶⁾ である。

この判決は、被告人が、賭博や賭け金に関する情報の有線通信による州間送信を禁止する法令に違反した罪に問われた事案に関するものである。連邦捜査局 (FBI) は、被告人が電話をかけた公衆電話ボックスの外部に電話盗聴器を秘密裏に設置し、会話を傍受した。事実審理において、検察側は、傍

15) Jon Lemole, From Katz to Greenwood: Abandonment Gets Recycled from the Trash Pile: Can Our Garbage Be Saved from the Court's Rummaging Hands, 41 Case W. Res. L. Rev. 581, 582 (1990); John Draper IV, Constitutional Law-Warrantless Searches of Household Garbage, 23 Suffolk UL Rev. 118, 119-120 (1989); Michael Bunker, California v. Greenwood: The Fourth Amendment Trashbag Case, 24 New Eng. L. Rev. 1169, 1181 (1989); Mary Minor, Was the Right of Privacy Trashed in California v. Greenwood, 24 Tulsa LJ 401, 409-412 (1988); James Bush and Rece Bly, Expectation of Privacy Analysis and Warrantless Trash Reconnaissance after Katz v. United States, 23 Ariz. L. Rev. 283, 284-285 (1981).

16) Katz (n.10).

受された会話を、通話目的を立証するための証拠として提出した。

本件では、連邦捜査局による会話の傍受が修正4条に違反するかどうか争われた。合衆国最高裁は以下のように判示し、本件傍受が修正4条に違反するとした。

「修正4条は場所ではなく人を保護する。…ある者が故意に公衆にさらした物は、たとえそれが自分の家やオフィスにあったとしても、修正4条の保護の対象にならない。…しかし、その者が私的な物として保とうとする物は、たとえ公衆がアクセスできる場所にあったとしても、憲法で保護される場合がある」。「当局は、彼らが使用した監視技術につき、申立人が電話をかけた電話ボックスに物理的な侵入を伴わない…（ことを理由に修正4条の問題は生じない）と主張する。」しかし「…修正4条が不合理な搜索と押収から人を保護するものであり、すなわち単に『場所』ではないことを認識すれば、修正4条の適用領域は、ある特定の場所への物理的な侵入の有無によって決まるものではないことが明らかになる」。「申立人の言葉を電子的に傍受して記録した当局の活動は、電話ボックスを使用する際に申立人が正当に信頼していたプライバシーを侵害したため、修正4条の意味における『搜索と押収』を構成した。その目的のために使用された電子機器がたまたま電話ボックスの壁を貫通していなかったという事実は、憲法上の意味を何ら有さない」。

なお、本判決には、ハーラン裁判官による次のような補足意見が付された。

「〔『修正4条は場所ではなく人を保護する』との判示にいう『人』の保護が及ぶ要件について〕第1に、人がプライバシーに対する実際の（主観的な）期待を示しており、第2に、その期待が社会により『合理的』なものとして認められる用意のあるものであることである」。

この補足意見によれば、修正4条は、「人」に根差したプライバシーを保護するものであり、プライバシーを制約する捜査が同条に違反するかどうかを判断するにあたっては、①プライバシーの主観的な期待の有無、②プライバシーに対する期待の「合理性」の有無が検討されることになる。この補足意見を捉えて、本判決は「プライバシーの合理的な期待」アプローチへの転

換を果たしたものと評されているのである¹⁷⁾。

3. 1988年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決

以上の1967年カッツ・ケース合衆国最高裁判決で採用された「プライバシーの合理的な期待」アプローチを踏襲したうえで、廃棄された家庭ごみを無令状で押収したことが修正4条に違反するかどうかについて判断を下した合衆国最高裁のリーディングケースとして、1988年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決¹⁸⁾をあげることができる。

(1) 事実概要

本判決は、被上訴人が、重罪麻薬所持容疑 (felony narcotics charge) で訴追された事案に関するものである。警察は、被上訴人が麻薬取引に関与している可能性があるとの情報に基づき、2度にわたり、同人の家の前の縁石に置かれたごみ袋をごみ収集業者から入手した。ごみ袋の中に麻薬使用を疑わせるものがあったことから、警察は、家宅捜索令状を取得し、捜索中に規制薬物を発見した。そこで、被上訴人を逮捕した。

しかし、州高等裁判所は、無令状でのごみの捜索は合衆国憲法修正4条（およびカリフォルニア州憲法1章19条）に違反するとした。州側の上訴を受けた合衆国最高裁は、以下のように判示し、本件ごみ捜査は修正4条に違反しないと結論づけた。

(2) 判旨

「…屋外の縁石に置かれたごみ袋に対する令状なしの捜索押収は、社会が

17) Jeremy Koehler, If It Looks Like Garbage and Smells Like Garbage: The Weakness of Trash-Pull Evidence in Establishing Probable Cause for Search Warrants of Homes, 58 Washburn LJ 769, 772 (2019); Lemole, *supra* note 15, at 588.

18) Greenwood (n.9). 本判決について論じた邦語文献として、原田保「判批」愛知学院大学論叢法学研究33巻4号（1990）83頁以下、山内香幸「判批」比較法雑誌22巻4号（1989）115頁以下、山下克知「判批」関西外国語大学研究論集49号（1989）213頁以下。

客観的に合理的であると認めるような、ごみに対する主観的なプライバシーの期待を被上訴人が示していた場合にのみ修正4条に違反する…(前記カツ・ケース合衆国最高裁判決を引用)。「公道に廃棄されたプラスチック製のごみ袋は、動物、子ども、ごみ漁り (scavenger)、詮索好きな者 (snoop)、その他の公衆が容易に手に入れることができるというのは常識である」。「さらに、被上訴人は、ごみを第三者である収集業者に渡すという明確な目的のために縁石に置いた。収集業者は、被上訴人のごみを自分で分別したり、警察などの他人にそうすることを許可したりするかもしれない。したがって、自身のごみを『見知らぬ者に引き取ってもらうという明確な目的のために、とりわけ公衆の目に触れるような、いわば公衆による消費に適した場所』に捨てたのであるから、被上訴人は、自身が捨てた証拠となるものに対してプライバシーの合理的な期待をもつことはできなかつたであろう」。

(3) 本判決の位置づけ

本判決は、カツ・ケース合衆国最高裁判決で採用された「プライバシーの合理的な期待」アプローチを初めて「ごみ捜査」に及ぼした。その一方で、被告人が、詮索好きな者などの第三者によるアクセスが可能な場所に自らの意思でごみを置いたことを理由に、そのプライバシーの期待を否定し、縁石に置かれたごみに対する無令状での捜索押収は合衆国憲法修正4条に違反しないと断じた。そのため、本判決は、いわゆる「第三者法理」を「ごみ捜査」に適用したものと受け止められている¹⁹⁾。「第三者法理」とは、個人が自発的に第三者に提供した情報は、合衆国憲法修正4条の保護を受けないとする考え方である。この法理により、アメリカでは、法執行官が、顧客の取引履

19) Tanner Russo, *Garbage Pulls Under the Physical Trespass Test*, 105.6 *Virginia Law Review* 1217, 1221 (2019); Katharine Saphner, *You Should Be Free to Talk the Talk and Walk the Walk: Applying Riley v. California to Smart Activity Trackers*, 100 *Minn. L. Rev.* 1689, 1700 (2015); Lucas Issacharoff and Kyle Wirsha, *Restoring Reason to the Third Party Doctrine*, 100 *Minn. L. Rev.* 985, 990 (2015); Stephen Henderson, *Learning from All Fifty States: How to Apply the Fourth Amendment and Its State Analogs to Protect Third Party Information from Unreasonable Search*, 55 *Cath. UL Rev.* 373, 373 (2005).

歴の提出を銀行に求めたり²⁰⁾、電話会社に対して、そこに設置されているペン・レジスター、すなわち個人の通話先の電話番号を記録する機械で記録された電話番号の提供を求めたり²¹⁾する際、相当な理由に基づく令状を要しないのである。

(4) ブレナン裁判官の反対意見をはじめとする本判決への批判

本判決に対しては、ブレナン裁判官が執筆した反対意見をはじめ、次のような批判が加えられた。

第1に、ごみは家庭内の「私生活の情報 (intimate detail)」と結びついており²²⁾、密閉されたごみ箱をその持ち主の私生活の情報を知るために精査する行為に対しては、多くの人々が憤慨し、嫌悪感を抱くであろう²³⁾。

第2に、ほとんどの都市や州でごみ処理方法が法律や条例で規制されていることに照らせば、本件におけるごみの廃棄は現地のルールに従ったものにとすぎず、自発的に「放棄」したわけではないとみるべきである²⁴⁾。

第3に、本件ごみ袋は不透明な容器に入れられており、ごみ袋の中身が第三者の目にさらされたわけではない²⁵⁾。

20) United States v. Miller, 425 U.S. 435 (1976).

21) Smith v. Maryland, 442 U.S. 735 (1979).

22) 「たった1つのごみ袋が、それを廃棄した人物の食事や読書、娯楽の習慣を雄弁に物語る。ごみ箱の捜索は、寝室の捜索と同様、性行為、健康、個人の衛生状態に関する私生活の情報 (intimate details) を明らかにできる。机の引き出しを漁ったり、電話を傍受したりすると同様に、ごみ箱を漁ることで、ターゲットの経済状況や職業、政治的な所属や傾向、私的な思想、個人的な関係、恋愛感情を暴露しうる。密閉されたごみ袋は、修正4条により保護されることが企図されている『個人の住居の神聖性と生活上のプライバシー』に関連する私生活上の活動の証跡が隠されていることに疑う余地はない」。Greenwood (n.9) (Brennan, J., dissenting), at 50-51. See also, Minor, *supra* note 15, at 414.

23) Greenwood (n.9) (Brennan, J., dissenting), at 51. See also, Bunker, *supra* note 15, at 1192; Minor, *supra* note 15, at 401-402.

24) Greenwood (n.9) (Brennan, J., dissenting), at 54-55. See also, Russo, *supra* note 19, at 1238; Minor, *supra* note 15, at 401-402, 418; Richard Taylor, California v. Greenwood: A Trashing of the Fourth Amendment, 91 W. Va. L. Rev. 597, 621 (1988). なお、自治体のルールに沿ってごみを捨てる行為について、その性質が「放棄」よりも「譲渡」や「贈与」に近いため、「放棄」の意図は認められないと指摘するものとして、Russo, *supra* note 19, at 1243-1248.

第4に、空き巣に入られる可能性や、家の門や扉の鍵が開いていることを理由に住居内のプライバシーの期待が否定されないのと同様に、詮索好きな者などが開披する可能性を理由にごみのプライバシーの期待を否定することはできない²⁶⁾。

以上の批判を踏まえ、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決に対しては、修正4条の保護を非常に狭い範囲にとどめたとの指摘も加えられている²⁷⁾。

Ⅲ 1988年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決への 州最高裁の異論

前記の通り、廃棄された家庭ごみに対する捜索に関する合衆国最高裁のリーディングケースである1988年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決では、縁石に置かれたごみ袋を無令状で捜索することは合衆国憲法修正4条に違反しないことが確認された。もっとも、同判決は、各州の裁判所が州憲法について、警察に対して合衆国憲法よりも厳しい規制を設け、個人の権利利益をより手厚く保障していると解釈することができると明言していた²⁸⁾。実

25) Greenwood (n.9) (Brennan, J., dissenting), at 53-54. See also, Bunker, *supra* note 15, at 1169.

26) Greenwood (n.9) (Brennan, J., dissenting), at 54. See also, Brittany Campbell, The Big Stink about Garbage: State v. McMurray and a Reasonable Expectation of Privacy, 36 BCJL & Soc. Just. 14, 25 (2016); Bunker, *supra* note 15, at 1190. また、ごみに対する第三者によるアクセスの可能性だけでは必ずしもプライバシーの期待の合理性を否定することはできないとの理解を前提に、それにもかかわらず、自発的に第三者がアクセス可能な場所にごみ袋を置いたことを理由にごみ袋に対するプライバシーの期待を否定したグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決は、従前の財産権的アプローチと実質的には変わらず、ブレナン裁判官の反対意見の方こそがカット・ケース合衆国最高裁判決に沿っているとの指摘もある。Lemole, *supra* note 15, at 591-593, 602. See also, Draper, *supra* note 15, at 121, 123; Bunker, *supra* note 15, at 1192; Minor, *supra* note 15, at 41.

27) Lemole, *supra* note 15, at 582. 原田・前掲注18) 88-89頁も、本判決を、「誰にでも開披できる」という場面にまで無令状での捜索を可能にしたものとし、プライバシー保護の範囲をかなり縮小したと指摘する。

28) Greenwood (n.9), at 43.

際、同判決が示された直後から現在に至るまでに、同判決に反して、無令状での「ごみ捜査」が州憲法に違反するとの判断を示した州レベルの判例が複数現れている。本章では、各州法上の理由に基づき、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決とは異なる結論を示した州最高裁の判決を概観する²⁹⁾。

1. 1990年ヘンペレ・ケースニュージャージー州最高裁判決

グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決から2年後に、早くもこれに反する判断を下したのが、1990年ヘンペレ・ケースニュージャージー州最高裁判決³⁰⁾である。

(1) 事実概要

本件では、いずれも縁石に置かれたごみ袋に対して行われた無令状での捜索から得られた証拠の排除が争点となったヘンペレ・ケースとパサネン・ケースが併合され、当該争点に関する法的判断が行われた。

被告人が麻薬犯罪で訴追された事件であるヘンペレ・ケースの事実概要は以下の通りである。州警察は、被告人らが、通り沿いにある自宅で違法薬物を配布しており、その寝室で50ポンドのマリファナを目撃したとの情報を秘密の情報提供者から得た。そこで、情報を得てから6か月後に、同所に置かれたごみを無令状で押収した。被告人の自宅は、10軒ほどの長屋のうちの1軒で、それぞれに正面玄関と通りに降りるための短い階段が設置されていた。押収されたごみは被告人宅の階段の横に置かれていた。最初のごみの押収から2週間後、警察は再びごみを無令状で押収した。いずれの場合も、警察官

29) 本章で紹介する判例は、Westlaw社が提供するデータベース「Westlaw Classic」で前記グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決を検索し、同判決のページ上部に表示される「Negative Treatment」の欄にアクセスして、「Not Followed on State Law Grounds」として分類される諸判例から抽出した州最高裁のものである。なお、この抽出方法については、LaKeith Faulkner and Christopher Green, *State-Constitutional Departures From the Supreme Court The Fourth Amendment*, 89 Miss. L.J. 197 (2019) を参照。

30) *State v. Hempele*, 576 A.2d 793 (N.J. 1990).

は、プラスチック製のごみ箱から白いプラスチック製のごみ袋を取り出して持ち帰り、開封して内容物を分析した。その結果、マリファナ、コカイン、メタンフェタミンの痕跡が検出された。

その後、被告人の自宅に対する搜索令状に基づき行われた家宅搜索において、規制薬物と麻薬道具が発見され、被告人らは麻薬犯罪で訴追された。

第1審は、ごみが回収のために置かれていたのか、公共の場所で押収されたのが当局により証明されていないとして、無令状でのごみの搜索から得られた証拠を排除した。

次に、同じく被告人が麻薬犯罪の容疑で訴追された事件であるパスネン・ケースの事実概要は以下の通りである。被告人の自宅で麻薬に関わる活動が行われている旨の情報提供を受けた警察が、被告人に対する監視を開始したところ、被告人宅に薬物犯罪の前科のある者が複数出入りしていることが判明した。そこで、被告人の自宅から廃棄されるごみに対する監視を開始し、道端に置かれた灰色のプラスチック製のごみ袋を7回にわたり無令状で押収した。その中からは、麻薬道具や違法薬物の痕跡が見つかった。それを受けて、搜索令状に基づき家宅搜索が行われた結果、大量のコカイン、ヘロイン、マリファナが発見された。被告人は、麻薬犯罪の容疑で訴追された。

第1審において、被告人は、無令状で行われたごみの搜索押収とそれに続いて行われた家宅搜索に異議を唱えたが、裁判所は、被告人のごみに対するプライバシーの期待は絶対的なものではなく、ごみの搜索を実施するにあたっては、相当な理由に基づく令状ではなく合理的な嫌疑で足りるとして、被告人による証拠排除の主張を斥けた。

控訴裁判所は、前記の2つのケースを併合して審理したうえで、パスネン・ケースにおける第1審の判断を支持し、無令状で行われたごみの搜索は憲法に違反するものではないとした。ただし、ヘンペレ・ケースにおける第1審の判断については、ごみの搜索を正当化できるだけの合理的な嫌疑が存在していなかったことを理由に、証拠排除の結論自体は是認した。

(2) 州最高裁の判断

州最高裁は、まず、ごみの捜索が合衆国憲法修正4条に違反するかどうかを検討した。その中で、まず、2つのケースと、縁石に置かれたごみに対する無令状での捜索が合衆国憲法修正4条に違反しないことを確認したリーディングケースである前記のグリーンウッド・ケースとの事実関係を比較し、いずれも、ごみ収集業者がごみを警察に渡したのか、警察官自身がごみを回収したのかという点を除けばほぼ同一であるとした。そのうえで、本件で行われたごみに対する捜索は、いずれも合衆国憲法修正4条には違反しないと

した。次に、州最高裁は、本件におけるごみの捜索がニュージャージー州憲法に違反するかどうかを検討した。

州最高裁は、その先例³¹⁾の中で、合衆国憲法修正4条とニュージャージー州憲法1条7項³²⁾の文理が類似しているにもかかわらず、後者の方が、市民に対して修正4条よりも手厚い保護を与えるものであるとの立場を採ってきたことを確認した。その際、州最高裁と合衆国憲法との関係を航海にたとえ、合衆国憲法は州憲法を解釈するうえでのいわば北極星ともいべき指針であるものの、乗客たる市民の航海の安全に最終的な責任を負っているのは州最高裁であると述べ、合衆国憲法が市民に与える保護が州憲法による保護を下回る場合には、それを補完する権限と責任が州最高裁にあるとの見解を示した。

そのうえで、前記のグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決で示された

31) その一例として、1987年ノーベンブリーノ・ケースニュージャージー州最高裁判決 (State v. Novembrino, 105 N.J. 95, 519 A.2d 820 (1987)) をあげることができる。同判決は、修正4条のもとで採用されているいわゆる「善意の例外」が、ニュージャージー州憲法1条7項のもとでは採用されないことを確認したものである。「善意の例外」とは、警察官が善意に、すなわち自身の捜査活動が適法であると合理的な根拠に基づいて信じたにもかかわらず、結果として違法と評価された場合には、その捜査から得られた証拠には違法収集証拠排除法則を適用しないとすの同法則の例外理論を指す。

32) 「何人も、その身体、家屋、書類及び所有物に対して不合理な捜索及び押収が行われることのない権利は、侵害されてはならない…」。

判断枠組みのうち、プライバシーの主観的な期待の有無は問題とせず、プライバシーに対する期待の「合理性」の有無だけを問題とするとした。縁石に置かれたごみに対するプライバシーの期待が合理的であるかどうかを判断するにあたっての最終的な問題は、もしごみの搜索が「憲法上の制限を受けずに行われることが許される場合、市民に残されるプライバシーと自由の総量が、自由で開かれた社会の目的と矛盾するほどに減少するといえるかどうか」であるとした。

さらに、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決におけるブレナン裁判官の反対意見を引用し、概ねそれを踏襲したうえで、ごみには膨大な個人情報が含まれ、誰もが自身のごみの秘密を守りたいとの期待を抱くのは当然かつ合理的であると説示し、縁石に置かれたごみを無令状で搜索する行為はニュージャージー州憲法に違反すると結論づけた。

2. 1990年ボールド・ケースワシントン州最高裁判決

同年、被告人が要指示薬および規制薬物の所持の罪に問われた事案に関する1990年ボールド・ケースワシントン州最高裁判決³³⁾においても、ごみに対する搜索の合憲性が争われ、前記のグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決とは異なる判断が下された。

(1) 事実概要

1986年9月某日、ジェファーソン郡検察庁とポートタウンゼンド市警察は、被告人が、医師の処方箋なしに販売することが禁止されている要指示薬を販売しているとの匿名の手紙を受理した。捜査官は、薬の購入を試みて被告人に手紙を送付した。手紙を受け取った被告人は、問い合わせ内容が理解できない旨の手紙を返信したが、あて先不明で返送された。そこで捜査官は、住所確認を目的に被告人の電力記録 (power records) にアクセスするための搜索令状を請求し、その後、被告人の住所が確認された。

33) State v. Boland, 800 P.2d 1112 (Wash. 1990).

翌年、警察は、被告人の住居内を捜索するための令状を得るのに十分な証拠を獲得することを目的に、4回（3月18日・25日、4月1日・8日）にわたる無令状でのごみの探索を開始した。それぞれの探索に先立ち、警察官は、被告人が、ごみ回収のために街角に出て、ほぼ同じ場所に自身のごみ箱を置くのを確認していた。被告人のごみ箱はしっかりと蓋がされており、そのうえには重い木片が置かれていた。警察官は、夜のうちにごみ箱の中身を回収して警察署に運んだ。州や連邦の鑑識官が中身を調べたところ、4回中3回の調査で麻薬の痕跡が発見された。これを受けて行われた自宅捜索の結果、大量の要指示薬や規制薬物等が発見され、被告人は、要指示薬および規制薬物の所持の罪で訴追された。

第1審において、被告人は、警察によるごみの捜査は合衆国憲法修正4条およびワシントン州憲法1条7項³⁴⁾に違反するとして、ごみの捜査を通じて得られた証拠の排除を主張した。裁判所は、被告人の主張を認めて証拠排除を理由に被告人の訴追を棄却した。ところが、州側の控訴を受けた控訴裁判所は第1審判決を破棄した。

(2) 州最高裁の判断

州最高裁は、合衆国憲法とワシントン州憲法との関係について、後者における被告人の権利をより手厚く保障すべきかどうかを判断する際には、以下の6つの点を考慮しなければならないと述べた。①州憲法の条文の文言、②合衆国憲法の条文の文言との違い、③憲法の歴史、④州の現行法、⑤憲法の構造の相違、⑥特定の州の関心事または地域の懸念事項。そのうえで、①②③⑤の点については、先例³⁵⁾で行われた分析を踏襲するとし、本判決では

34) 「何人も、法の権限 (authority of law) に基づかずその私生活 (private affairs) を妨げられたり、その住居に侵入されたりすることはない…」。

35) 1986年ガンウォール・ケースワシントン州最高裁判決 (State v. Gunwall, 106 Wash.2d 54, 720 P.2d 808 (1986)) では、警察が、無令状で被告人の電話にベン・レジスターを設置して長距離電話の記録を入手したことがワシントン州憲法1条7項に違反するかどうか争われた。合衆国最高裁の先例 (Smith (n.21)) に従えば、「第三者法理」が適用されるため、合衆国憲法修正4条には違反しないことになる (本稿Ⅱ-3を参照)。しかし、州最高裁は、以下の検討を踏

④⑥の点を検討するとした。まず、④（州の現行法）については、ごみ収集に際して住民は収集業者がごみを回収しやすい場所に置くことを求めるポートタウンゼンドの条例や、ごみを廃棄した者の許可なくごみ箱の中身を漁る行為を違法とするシアトルの条例をあげ、これらの条例の存在は、廃棄されたごみが収集業者以外の者に扱われることはないとして市民に押し量らせるため、州独自の理由に基づく本件の審査を後押ししているとした。次に、⑥（特定の州の関心事または地域の懸念事項）については、前記のグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決自体がごみのプライバシーについて州独自の理由に基づいて判断する自由があることを認めている点³⁶⁾を指摘し、本件ごみの捜査について州独自の理由に基づいて審査を行うとした。州最高裁は、以上の検討を踏まえて次のように説示し、州憲法違反を理由に原判決を破棄した。

「(ごみの捜査が行われた際、被告人の) ごみはごみ箱に入っており、認可を受けたごみ回収業者に回収されることを期待して縁石に置かれていた。このことから、それは『私生活』の想定される意味に完全に当てはまる…。子どもやごみ漁り (scavenger)、詮索好きな者 (snoop) が自分のごみを漁らないという期待が不合理であることは確かかもしれないものの、標準的な

まえて当該ベン・レジスターの設置が州憲法に違反すると断じた。①（州憲法の条文の文言）については、ワシントン州憲法1条7項に「私生活」という文言が明記され、市民の私的な事柄を保護することに重点が置かれている。②（合衆国憲法の条文の文言との違い）については、合衆国憲法修正4条には「私生活」が明示されていない。③（憲法の歴史）については、州が合衆国憲法修正4条と同じ文言を採用することを明確に拒否した事実があるため、本件では③の点を考慮する必要はない。④（州の現行法）については、電信 (telegraphic message) の不正入手を軽罪とするワシントン州法9編73章010条があるように、ワシントン州には連邦法に比べて電気通信をより手厚く保護してきた歴史がある。⑤（憲法の構造の相違）については、合衆国憲法は、諸州から明示的に委任され、憲法に列挙された権限のみを行使できる限定的な権力を連邦政府に与えるものであるのに対し、州憲法は、州憲法や連邦法で明示的には禁止されていない事項に関する州の全権に制限を加えるものである。⑥（特定の州の関心事または地域の懸念事項）については、当該ベン・レジスターの設置や通話記録の利用に関しては前記④の考慮と重複する。以上の諸点を踏まえれば、ベン・レジスターの設置や通話記録の利用に関する規制を合衆国全土で統一する目的がいかに重要であるとしても、州の政策的配慮が圧倒的に優越する。

36) 本章冒頭を参照。

人々は、自身のごみ箱に入れたごみが令状によらない政府による侵入から保護されると信じるのは合理的であると考えらるであろう」。

さらに、前記グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決に従わない理由として次の2点をあげた。①ごみが置かれていた場所が被告人の自宅の裏庭ではなく縁石であったことは、その私生活への不合理な侵入が行われたかどうかの判断を左右しない。②適切に整備されたごみの収集が現代社会では不可避であり、認可されたごみ収集人によるごみへのアクセスが予期されることは、当局による侵入に対する予期を推認させるものではない。

3. 1996年モリス・ケースバーモント州最高裁判決

1996年モリス・ケースバーモント州最高裁判決³⁷⁾は、被告人がマリファナ所持の罪で訴追された事案に関するものである。同判決も、前記グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決に反して、ごみの捜索が州憲法に違反するとの判断を下した。

(1) 事実概要

秘密の情報提供者から、被告人が自身のアパートと、ある食料品店の駐車場でマリファナを販売しているとの情報を得た警察官は、1993年9月3日、ごみ回収の日に被告人の住むアパートに赴き、建物から5、6フィート離れた縁石近くに置かれた5、6個の不透明なごみ袋を押収し、警察署に運んだ。警察官は、袋の外観からはそれぞれのごみ袋がどの入居者のものかを判別することができなかったため、全部のごみ袋の中身を無令状で捜索した。その結果、中に入っていた郵便物により被告人のものと特定されたごみ袋から、フレーク状のマリファナが入った袋が発見された。捜索令状に基づく被告人の住居に対する家宅捜索の結果、4オンスのマリファナが発見された。被告人は、マリファナ所持の罪で訴追された。

37) State v. Morris, 680 A.2d 90 (Vt. 1996).

第1審において、被告人は、無令状で行われたごみ袋に対する搜索の違法性を理由に、家宅搜索で発見されたすべての証拠について証拠排除を主張したが、裁判所は、ごみ袋に対するプライバシーの期待が欠けることを理由に被告人の主張を斥けた。

控訴審において、被告人は、当該ごみの搜索はバーモント州憲法1章11条³⁸⁾に違反するとして再び証拠排除を主張したが、控訴裁判所は、憲法上、ごみ捨て場に置かれたごみを無令状で搜索することは禁止されてはならず、仮にそうであったとしても、令状請求書等に記載されたその他の情報でアパートに対する搜索を十分に正当化できると述べ、被告人の主張を斥けた。

(2) 州最高裁の判断

バーモント州最高裁は、まず、同最高裁の責務が、バーモント州憲法1章11条に包含されるプライバシーの中核的価値を見出し、それを保護することにあると述べた。そのうえで、次の2点を確認した。第1に、プライバシーの利益の有無を判断するにあたっては、その主観的な期待と一般的な社会的期待の双方を検討する必要がある。第2に、プライバシーの期待の合理性を判断するうえで最終的に問題になるのは、「警察が行っている特定の監視が憲法上の制約を受けずに行われることが許されるならば、市民に残された自由の総量が、自由で開かれた社会の目的と矛盾するほどに減少してしまう」といえるかどうかである。以上を前提に、主に前記のグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決におけるブレナン裁判官の反対意見を踏襲し、密封されたごみ袋を無令状で搜索することが許され、「当局が人々の私生活に無制限に介入することになれば、州憲法1章11条や自由で開かれた社会と矛盾する」と述べ、本件ごみの搜索は州憲法に違反すると結論づけた。

38) 「市民には、自身の身体、家屋、書類及び所有物を搜索や押収から自由に保持する権利がある…」。

4. 2003年ゴス・ケースニューハンプシャー州最高裁判決

さらに、被告人がマリファナ所持の罪で訴追された事案に関する2003年ゴス・ケースニューハンプシャー州最高裁判決³⁹⁾においても、ごみの捜索の合憲性が争われ、当該捜索が州憲法に違反するとの判断が示された。

(1) 事実概要

2001年8月28日に、警察官が被告人の住居に対する捜索令状を請求した際に提出した宣誓供述書によると、令状請求に至るまでの経緯は次の通りであった。すなわち、警察官が、被告人宅の窓の1つに『『栽培用ライト』のようなもの』が設置され、その窓が「スプレーで吹き付けたような白い物質で意図的に隠されている」ように見えるのを確認した。そこで、同年8月14日と28日に、警察官は、被告人宅から廃棄されたごみを収集した。そのごみは、通りから3フィートほど離れた被告人宅の私道に置かれた黒いビニール袋に入っていた。この袋は、定期的なごみ回収の日に置かれていたものであった。両日とも、ごみの中にはワイヤブラシが入っており、その表面には焦げた物質が付着していた。そこからは、マリファナと思われる陽性反応が認められた。令状に基づき実施された家宅捜索において、警察は、マリファナ数本、マリファナ用たばこ1本、パイプ3本を押収した。被告人は、マリファナ所持の罪で訴追され、第1審で有罪評決が下された。

控訴審において、被告人は、合衆国憲法修正4条およびニューハンプシャー州憲法第1部19条⁴⁰⁾違反を主張したが受け入れられなかった。

(2) 州最高裁の判断

州最高裁は、まず、前記の1967年カツツ・ケース合衆国最高裁判決を引用

39) State v. Goss, 834 A.2d 316 (N.H. 2003).

40) 「すべての捜査対象者 (every subject) は、その身体、家屋、書類及びすべての所有物について、一切の不合理な捜索及び押収を受けない権利を有する…」。

し、州憲法第1部19条違反の有無を判断するにあたり、同判決の判断枠組みを踏襲することを明らかにした。そのうえで、人々は、最終的には許可された者に収集されることを期待してごみを袋に入れて廃棄するのであり、社会はその期待を合理的とみなすであろうと述べ、州憲法の解釈を通じて合衆国憲法よりも手厚くごみ袋に対するプライバシーを保護する必要があることを認めた。また、その際、前記のグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決におけるブレナン裁判官の反対意見を引用し、これを踏襲することを明らかにしたうえで、無令状で行われた本件ごみの搜索は州憲法第1部19条に違反すると結論づけた。

5. 2019年リエン・ケースオレゴン州最高裁判決

2019年リエン・ケースオレゴン州最高裁判決⁴¹⁾は、被告人らが薬物関連の複数の罪で訴追された事案に関するものである。同判決においても、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決とは異なり、当該ごみの搜索が州憲法に違反するとの判断が示された。

(1) 事実概要

警察は、オレゴン州レバノンで同居していた被告人らの住居で、薬物に関わる活動が行われている可能性があるとの情報を得て捜査を開始した。警察官は、家を管理している会社（以下、本件会社）に連絡をとった。本件会社は、レバノン市とフランチャイズ契約を結んでいる民間企業で、個人の住宅からのごみ収集業務を請け負っていた。なお、被告人らには、同社と個別に取り決めを交わしているような事情はなかった。

警察官は、本件会社に対し、被告人のごみ箱の中身を他のごみと分けて回収し、警察官が搜索できるようにしてほしいと依頼した。同社は協力に同意し、通常業務中のごみ収集車が被告人らの家に到着する前に被告人らが廃棄したごみを回収し、警察に引き渡した。警察がごみの中身の搜索を行ったと

41) State v. Lien, 441 P.3d 185 (Or. 2019).

ころ、中から違法薬物に関する証拠が発見された。その後、令状を取得して実施された家宅捜索の結果、被告人らは、薬物関連の複数の罪で訴追された。

第1審において、被告人らは、たとえ本件会社との間で個別に取り決めを交わしていたわけではなくとも、自分たちが廃棄したごみが他の家庭のごみと混淆して処理されることを期待していたことから、無令状で行われたごみ袋の中身に対する捜索は、オレゴン州憲法1条9項⁴²⁾が禁止する不合理な捜索に当たると主張した。しかし、裁判所は、被告人がごみの回収に先立ちすでにごみを放棄しており、自らのごみに対するプライバシーの合理的な期待は認められないとして、被告人の主張を斥けた。その結果、被告人には有罪判決が下された。

控訴審において、被告人は、再び無令状で行われたごみの捜索から得られた証拠の排除を主張したが、控訴裁判所は、第1審の判断を支持して被告人の主張を斥けた。

(2) 州最高裁の判断

州最高裁は、まず、ごみ袋の回収時点で被告人がその所有権を有していたのかどうかという、当事者間で見解が対立していた論点には言及せず、もっぱらプライバシーの利益の観点から州憲法1条9項違反の有無を検討するとの姿勢を明らかにした。また、被告人にプライバシーの利益が認められるかどうかを判断するにあたっては、人々の行動に関する一般的な社会規範を考慮して検討するとした。そのうえで、①本件会社自体が、顧客のプライバシーに配慮し、民間人から依頼を受けて引き渡すために顧客のごみを回収することはないとの方針を採っていた事実、②州内で発行されている大衆紙に掲載された、ごみを漁られた人々の怒りの反応を報じた記事の存在、③前記のグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決におけるブレン南裁判官の反対意見の存在、④プライバシーに関する州裁判所の判例を参照し、そこから得ら

42) 「いかなる法律も、市民が、その身体、家屋、書類及び所有物について不合理な捜索及び押収を受けない権利を侵害してはならない…」。

れた社会規範に照らせば、現代の社会的、技術的变化を考慮して、密封された不透明なごみ袋の中身に対するプライバシーの利益が認められるべきであるとした。さらに、ごみ回収の時点で、本件会社は当局の代理人として行動していたと認定し、ごみ箱を占有したうえでごみ袋の中身を無令状で捜索した警察の行為は州憲法に違反すると結論づけた。

6. 2021年ライト・ケースアイオワ州最高裁判決

被告人が3件の違法薬物所持の罪で訴追された事案に関する2021年ライト・ケースアイオワ州最高裁判決⁴³⁾は、ここまでに整理した5つの州最高裁判決とは異なり、市の条例に従って廃棄されたごみは「放棄」されたといえるのかどうかに着目してごみの捜索の合憲性を検討したうえで、当該捜索がアイオワ州憲法1条8項⁴⁴⁾に違反するとの判断を下した。

(1) 事実概要

警察官は、被告人宅の中で薬物に関わる活動が行われている疑惑が生じたことから、その情報を得るために、無令状で、夜間に3度にわたり、被告人が自宅の裏路地に廃棄したごみ袋を取り出し、警察署に持ち帰って中身を捜索した。その結果、けしの実の空容器や袋、布地が発見され、その布地の中には、茶色いシミやけしの実が付着したものや、モルヒネやコカインの陽性反応が認められた。捜査を経て被告人は、3件の違法薬物所持の罪で訴追された。

なお、被告人が住むクリアレイク市におけるごみ収集の規制によれば、市民は、週に1度、縁石か路地の境界に、ごみ収集のための廃棄物容器を設置することが求められ、ごみ収集ができるのは認可を受けた契約業者に限られ、無断での収集行為には罰則が科されることになっていた。

43) State v. Wright, 961 N.W.2d 396 (Iowa, 2021).

44) 「不合理な捜索及び押収に対して、人民がその身体、家屋、書類及び所有物の安全を保障される人民の権利は、これを侵してはならない」。

第1審において、被告人は、ごみの内容物に対するプライバシーの期待の存在を理由に、無令状でのごみの内容物の捜索は合衆国憲法やアイオワ州憲法に違反するとして、ごみの捜索から得られた証拠の排除を主張した。しかし、裁判所は被告人の主張を斥けた。

控訴審でも、被告人は同様に証拠排除の主張を繰り返した。しかし、控訴裁判所は、警察官が憲法で保護された私的領域に不法に侵入したわけではなく、廃棄されたごみに対するプライバシーの合理的な期待は認められないとして、第1審を支持し、被告人の主張を斥けた。

(2) 州最高裁の判断

州最高裁は、まず、同最高裁がアイオワ州憲法の意味を最終的に決定する立場にあり、合衆国憲法上の類似の規定の解釈における合衆国最高裁の判決を尊重しつつも、州憲法を独自に解釈する義務があり、その義務は、2つの規定がほぼ同じ言葉を含み、その基本的な意味や目的が同じであっても成立するとの見解を示した。

次に、州最高裁は、アイオワ州憲法1条8項に関連する条文や歴史、判例に関する調査・検討に基づき、同項が禁止する不合理な捜索押収は伝統的なコモンローの「不法侵入」と関連していると述べ、本件のごみの捜索の合憲性を判断するにあたり、財産権的なアプローチを採用した。そのうえで、法務書記 (law clerk) のタナー＝ルツが著したアメリカの「ごみ捜査」に関する論文である「Garbage Pulls Under the Physical Trespass Test⁴⁵⁾」を引用し、財産の「放棄」とは「誰が次の所有者になるかを気にすることなくその所有権を手放すこと」であり、現地のごみ収集の規制に照らせば、被告人は、市から認可を受けた収集人にごみ袋を引き渡すことのみを承知していたのであるため、ごみ袋を「放棄」してはいなかったと認定した。そのうえで、本件捜査の過程で警察官が行ったごみの持ち去りが、市の規制等では違法となる

45) Russo, *supra* note 19. なお、この論文に言及する邦語文献として、川島・前掲注3) 125頁、注3)。

態様であったことをも踏まえて、警察官が行ったごみの搜索は、憲法が禁止する被告人の所有物等に対する物理的な侵入にあたり、州憲法違反を認められた。

さらに、州最高裁は、傍論として、「プライバシーの合理的な期待」の観点からも検討を行った。その結果、前記のグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決におけるブレナン裁判官の反対意見を支持することを明らかにし、条例で定められた方法でごみ袋を廃棄したからといって、直ちにごみに対するプライバシーの期待が失われるわけではないと述べ、結論として、この観点からも本件の無令状で行われたごみの搜索は州憲法に違反するとした。

IV 1988年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の 近時の見直し論

技術革新や社会構造の変化、それらに伴うプライバシー意識の高まりなどを受けて、捜査とプライバシーを巡り、近時、重要な合衆国最高裁判決が登場するに至っている。また、そうした変化を背景に、近時の学説においても、改めて1988年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の見直しを説く見解が示されるようになってきている。本章では、捜査とプライバシーに関する近時の重要な合衆国最高裁判決のうち、「ごみ捜査」を巡る議論の中でとくに多く言及されるものと、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の見直しを説く近時の議論を整理する。

1. 捜査とプライバシーに関する「ごみ捜査」の文脈における近時の重要判例

後に見るように、捜査とプライバシーに関する近時の重要判例の登場を一因として、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の見直しを説く見解が示されるようになってきている。ここでは、近時の「ごみ捜査」を巡る議論に影響を与えている重要判例として、①2012年ジョーンズ・ケース合衆国最高裁

判決⁴⁶⁾、②2013年ジャーディン・ケース合衆国最高裁判決⁴⁷⁾、③2018年カーペンター・ケース合衆国最高裁判決⁴⁸⁾を取り上げる。

(1) 2012年ジョーンズ・ケース合衆国最高裁判決

まず、被告人が5キロ以上のコカインおよび50グラム以上のコカイン・ベースの配布目的所持の共謀の罪で訴追された事案に関する2012年ジョーンズ・ケース合衆国最高裁判決を見ていく。本件では、連邦捜査局が、令状の効力が失われているにもかかわらず、対象車両にGPS装置を装着し、その位置情報を28日間にわたり収集した行為が合衆国憲法修正4条に違反するかどうか争われた。

合衆国最高裁の法廷意見は、自動車が、合衆国憲法修正4条にいう「所有物 (effects)」に該当し、それにGPS装置を装着するにあたり、当局が情報を得る目的で「所有物」に物理的に侵入したことが、修正条項が採択された当時の意味での捜索とみなされたであろうと述べ、結論として、本件GPS装置の装着は修正4条に違反すると結論づけた⁴⁹⁾。

46) United States v. Jones, 565 U.S. 400 (2012). 本判決について論じた邦語文献として、緑大輔「監視型捜査と被制約利益」刑法雑誌55巻3号(2016)6頁以下、尾崎愛美「位置情報の取得を通じた監視行為の刑事訴訟法上の適法性」法学政治学論究104号(2015)249頁以下、大野正博「判批」朝日法学論集46号(2014)199頁以下、緑大輔「判批」アメリカ法2013-2号(2014)356頁以下、洲見光男「判批」比較法学47巻1号(2013)177頁以下、眞島知子「判批」比較法雑誌47巻1号(2013)219頁以下、座談会・アメリカ法2012-2号(2012)280頁以下など他多数。

47) Florida v. Jardines, 569 U.S. 1 (2013). 本判決について論じた邦語文献として、大野正博「薬物探知犬を用いた捜査手法とプライバシー」朝日法学論集48号(2016)1頁以下、小木曾綾「麻薬探知犬と捜索に関する覚書」井田良他編『新時代の刑事法学』(信山社、上巻、2016)177頁以下、藤井樹也「判批」アメリカ法2014-2号(2015)419頁以下、滝谷英幸「判批」比較法学48巻2号(2014)97頁以下。

48) Carpenter v. United States, 138 S. Ct. 2206 (2018). 本判決について論じた邦語文献として、池亀尚之「判批」アメリカ法2019-2号(2020)288頁以下、大野正博「判批」朝日法学論集52号(2020)137頁以下、田中開「判批」酒巻匡他編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』(有斐閣、2019)433頁以下、中山代志子「判批」比較法学52巻3号(2019)230頁以下、柳川重規「判批」比較法雑誌53巻3号(2019)341頁以下、尾崎愛美=亀井源太郎「基地局位置情報取得捜査と令状の要否」情報法制研究4号(2018)15頁以下、緑大輔「判批」判例時報2379号(2018)128頁以下。

49) 本判決の法廷意見は、修正4条違反を判断するにあたり、物理的な侵入の有無を重視してい

なお、法廷意見は、前記の1967年カツ・ケース合衆国最高裁判決が採用した「プライバシーの合理的な期待」アプローチとの関係について、同判決は、伝統的な財産権的アプローチを取り去ったのではなく、アプローチを追加したものであると述べたうえで、本判決で採用した財産権的アプローチが、「修正4条の採択当時に存在した、当局との関係でのプライバシーの程度が維持されることを保障」するものであることを確認した⁵⁰⁾。

-
- るため、財産権的アプローチ（ここでは、住居等への「不法侵入 (trespass)」に当たるかどうかというアプローチ）を復活させたものとみる向きがある。See, Russo, *supra* note 19, at 1218-1219, 1226-1233. 緑「判批」・前掲注46) 360頁も同様の理解を示したうえで、GPS装置の車両外部への装着が「侵入」に該当するような行為に当たるかは疑問の余地があると指摘する。小木曾綾「再び『新しい捜査方法』について」研修790号(2014)3頁以下、11-12頁および注28)も、本判決の法廷意見が財産権的なアプローチを採用したとの理解を前提に、その意図は、公共空間におけるプライバシー保護のあり方の変容といった種々の問題を回避しようとした点にあると説く。また、尾崎・前掲注46) 265-266、275頁は、位置情報の収集の期間の長短や程度の観点から「不合理な搜索」に該当するかどうかを区別しようとする試みが不明確性を抱えていることに起因し、GPS装置装着後の侵害を含む同装置を用いた監視によって生じる権利侵害の重要性にかんがみ「あえて」財産権的なアプローチを採用したものと評する。
- 50) 本判決には、ソトメイヤー裁判官の同意意見と、アリート裁判官の同意意見（ギンズバーグ、ブライヤー、ケイガン裁判官同調）が付されている。

前者はまず、財産に対する物理的侵害を伴わない監視が問題となる事案にはカツ・ケース合衆国最高裁判決が適用されることを確認したうえで、「GPSによる監視は、個人の家族関係、政治的なつながり、そして性的関係の詳細を示す、公的空間における行動の正確かつ広範な記録を作成する。…政府に見られているかもしれないとわかれば、表現の自由や集会の自由に対する委縮効果が生じる」と説く。そのうえで、個人が自身に関する大量の情報を第三者に大量に開示しているデジタル時代の特徴に照らし、「第三者法理」の見直しの必要性を説く。

後者は、法廷意見について以下の問題点を指摘しつつ、長期間のGPS監視装置の使用はプライバシーの期待を侵害するとして、法廷意見の結論に同意した。すなわち、①車両底部への装置の「装着」という本質的ではない些末な点を重視して、GPS監視で可能になる長時間の追跡が抱える問題性を見落とし、その結果、連邦政府が、すべての自動車にGPS装置を装着するよう自動車メーカーに要請した場合に何ら保護されなくなったり、②装置の装着がごく短時間にとどまる場合でも修正4条違反となる一方で、覆面パトカーと航空機による長時間の車両の追跡・監視が同条の制限を受けないという矛盾を生じさせたり、③車両の義名上の所有者によって修正4条が適用されるかどうか左右されたり（本件車両は被告人の妻名義であったが、夫婦の共有財産制度のない州では修正4条が適用されないことになりうる）することになりかねず、④とりわけ非物理的手段で監視が行われた際に難題に直面することになる。

(2) 2013年ジャーディン・ケース合衆国最高裁判決

2013年ジャーディン・ケース合衆国最高裁判決は、被告人が大麻の密売等の罪で訴追された事案に関するものである。その中では、警察官が、被告人の住宅敷地内の玄関前のポーチに同人の同意なしに立ち入り、薬物探知犬を使用してポーチ付近の薬物臭を調べた⁵¹⁾ 措置が修正4条に違反するかどうか争われた。

合衆国最高裁の法廷意見は、まず、前記のジョーンズ・ケース合衆国最高裁判決で示された財産権的アプローチと「プライバシーの合理的な期待」アプローチの関係を踏襲することを確認した。そのうえで、「当局が憲法で保護された領域への物理的な侵入を行った場合」には修正4条の保護を受けるとの原則に照らし、本件事実関係を「単純なもの (straightforward one)」と位置づけ、警察官は、個人の住居の敷地内でその所有者により明示的または黙示的に許可されていない態様で情報収集を行っていたと認定した。

なお、黙示的な許可の有無について、法廷意見は、令状をもたない警察官が、玄関に赴きノックするためにポーチに立ち入る行為は、ガールスカウトの活動やトリックオアトリートに伴う立ち入りなど「一般市民が行うことと変わらない」から許されるのであって、訓練された警察犬を連れて調査させる目的をもった警察官による立ち入りについて黙示の同意があったとはいえないと述べた。

以上を踏まえ、結論として、本件警察官が薬物探知犬を用いて被告人宅のポーチ付近を探索した行為は修正4条に違反するとした⁵²⁾。

51) なお、探知犬の反応が陽性であったことを受け、その反応を資料として家宅捜索が行われた結果、マリファナの苗が発見された。

52) なお、本判決には、ケイガン裁判官の同意意見（ギンズバーグ、ソトマイヨール裁判官同調）と、アリート裁判官の反対意見（ケネディ、ブライヤー裁判官同調）が付された。

前者は、財産権の観点からだけではなく、プライバシーの観点からも本件の解決は可能であったと述べたうえで、住居内の詳細を調べるために、訓練された麻薬探知犬という「一般人が使用しない道具」を用いることは、住居内の調査のために熱画像測定器を用いるのと同様に、プライバシーを侵害する搜索にあたると思う。

後者は、玄関前のポーチへの立ち入りは、訪問者の目的のいかんで左右されるものではなく、警察官が薬物探知犬を連れてポーチに立ち入ったとしても搜索にあたるとする根拠はないとす

(3) 2018年カーペンター・ケース合衆国最高裁判決

被告人が強盗等の罪で訴追された事案に関する2018年カーペンター・ケース合衆国最高裁判決では、連邦捜査局が、相当な理由の有無の審査を経た令状がないまま携帯電話会社基地局から被疑者の127日間分の動静にかかる位置情報履歴を取得した行為が合衆国憲法修正4条に違反するかどうか争われた。

合衆国最高裁の法廷意見は、まず、前記のカッツ・ケース合衆国最高裁判決で採用された「プライバシーの合理的な期待」アプローチの有効性を確認した。次に、携帯電話の位置情報の取得について、一方では、取得される情報が詳細で、百科事典のように網羅的であり、かつそれらを低コストで蓄積できる点で、自動車に対するGPS監視と共通する性格を多くもっていると示した。他方で、個人が携帯電話会社に対して自らその位置情報を開示している点で、「第三者法理⁵³⁾」を暗示させるともした。

そのうえで、携帯電話の位置情報は、「家族、政治、職業、宗教、性的関係」をも明らかにしうるものであり、かつ携帯電話は常に携帯されるため、当局が無令状でその情報を取得することができれば、保存期間5年分の時間をさかのぼってほぼ完ぺきな動静監視を行うことが可能になるとして、そのような位置情報に対しては「プライバシーの合理的な期待」が認められると説示した。

さらに、携帯電話の位置情報の記録は、通信事業者が作成して保持する「ビジネス記録」であるため、本件にも「第三者法理」が適用されるべきであるとする当局側の主張に対しては、次の2点を理由にその適用を否定した。第1に、「第三者法理」が適用された先例⁵⁴⁾で取り上げられた限定された個人

る。そのうえで、プライバシーの観点からも、居住者は、その住居から第三者が適法に立ち入ることができる場所まで流れ出た臭気についてプライバシーの合理的な期待を抱くことはできず、また、薬物探知犬は古くから用いられてきたものであり、同意意見にいう熱画像測定器のような、「一般人が使用しない道具」とはいえないと説く。

53) 「第三者法理」については本稿Ⅱ-3を参照。

54) 法執行官が、顧客の取引履歴の提出を銀行に求めた事例 (Miller (n.20))、および電話会社に対して、個人の通話先の電話番号を記録する機械で記録された電話番号の提供を求めた事例

情報の記録と、位置情報の網羅的な記録とでは、蓄積される情報の質量に雲泥の差がある。第2に、携帯電話は、「非常に浸透し、日常生活の一部」となり、現代社会に参加するうえで不可避のものであるうえ、端末は、ユーザーの積極的な行為がなくともその操作だけで位置情報を記録するため、個人が第三者にその情報を「自発的にさらしている」とはいえない。

以上を踏まえ、本件無令状での携帯電話の位置情報の取得は修正4条に違反すると結論づけた⁵⁵⁾。

2. 1998年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の見直しを説く近時の見解

では、以上で整理した近時の重要判例を踏まえつつ、前記のグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の見直しを説く近時の議論を整理する。

第1に、合衆国最高裁における財産権のアプローチへの回帰を踏まえて同判決の見直しを説く見解⁵⁶⁾がある。この見解は、前記ジョーンズ・ケース

(Smith (n.21))。いずれも本稿II-3を参照。

55) なお、本判決には、ケネディ裁判官の反対意見、トーマス裁判官の反対意見、アリート裁判官の反対意見、ゴースッチ裁判官の反対意見が付された。

ケネディ裁判官の反対意見は、本件位置情報履歴にも先例と同様に「第三者法理」が及ぶとしたうえで、そうでなければ捜査機関に対して過度の制約が生じると説く。

トーマス裁判官の反対意見も、位置情報は事業者の財産であるため、本件の搜索は被告人の財産に向けられたものではないとして、ケネディ裁判官の反対意見に同調する。そのうえで、「プライバシーの合理的な期待」という基準は修正4条の文言および歴史に根拠を見出すことができないのに加え、あいまいで結論を先取りするものであり、裁判所に法律判断ではなく政策判断をさせるものであるとして、前記のカッツ・ケース合衆国最高裁判決を批判する。

アリート裁判官の反対意見も、法廷意見は、捜査対象者の私的な書類や所有物の搜索と、第三者が保有、作成して保管する記録や書類を確認したり提出させたりすることとの基本的な区別を無視しているとして、ケネディ裁判官の反対意見に同調する。そのうえで、法廷意見は、前記の基本的な区別を前提とする合衆国憲法制定当時の修正4条の理解と、これまでの最高裁判例との両方に反すると説く。

ゴースッチ裁判官の反対意見は、合衆国法典の条文に照らせば、サービス利用者に認められる位置情報に関する法律上の利益が財産権のレベルにまで至っているといえる可能性は否定できないとしつつ、被告人はそのような主張を行わずに放棄しているとして、本件搜索の合憲性を肯定する。

56) Russo, *supra* note 19. See also, Fabio Arcila Jr, GPS Tracking Out of Fourth Amendment Dead

合衆国最高裁判決とジャーディン・ケース合衆国最高裁判決が、かつての財産的アプローチを復活させた⁵⁷⁾ことで、「プライバシーの合理的な期待」アプローチでは保護が及ばない領域に合衆国憲法修正4条の保護を及ぼすことができるようになったと捉えるものである。そのうえで、両判決のもとでは、密閉されたごみ袋が「公衆にさらされている」からといって、直ちに同条の保護が及ばなくなるわけではない点や、家庭内の親密性と強く結びついたごみ袋を捜索することで、令状なくして家庭内の私生活への侵入が可能になる点などを理由に、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決が見直しを迫られていると説く。

第2に、前記のカーペンター・ケース合衆国最高裁で採用された「プライバシーの合理的な期待」基準の観点から見直しを説く見解⁵⁸⁾がある。この

Ends: *United States v. Jones and the Katz Conundrum*, 91 NCL Rev. 1, 32 (2012); Stephen Henderson, *After United States v. Jones, After the Fourth Amendment Third Party Doctrine*, 14 NCJL & Tech, 431, 450 (2012). その他の財産権的アプローチからグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の見直しを説く文献として、William Baude and James Stern, *The Positive Law Model of the Fourth Amendment*, 129 Harv. L. Rev. 1821 (2015).

- 57) 前記ジョーンズ・ケース合衆国最高裁判決とジャーディン・ケース合衆国最高裁判決を、修正4条で保護された領域に対する不法侵入の有無で捜索該当性の判断を行ったものと位置づける邦語文献として、洲見光男『「プライバシーの合理的な期待」とその指標としての財産権』同志社法学72巻7号(2021)265頁以下、283頁。
- 58) Jose Anderson, *Privacy, Technology and the Fourth Amendment: The Future and the Shock*, 29 Widener Commw. L. Rev. 43 (2020). また、ごみ捜査を通じてアクセスされる私生活に関する情報の保護の観点から、継続的なごみの監視は、プライバシーの期待の合理性を評価する際の基準となる一般人への委縮効果や有害な心理的效果をもたらすため、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の見直しの機は熟していると説く文献として、Matthew Tokson, *The Normative Fourth Amendment*, 104 Minn. L. Rev. 741 (2019). See also, Matthew Tokson, *Knowledge and Fourth Amendment Privacy*, 139 Nw. UL Rev. 111 (2016). なお、Benjamin Priestler, *Five Answers and Three Questions after United States v. Jones (2012), the Fourth Amendment GPS Case*, 65 Okla. L. Rev. 491 (2012) は、プライバシーの期待の合理性を判断する際の基準となる市民について、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決では「仮想的 (hypothetically)」であったのに対し、近年は日常生活の中で市民が「通常 (ordinally)」アクセスしうるかどうかが問題とされていると指摘する。そこには、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決でごみ漁りや詮索好き者の存在をあげて期待の合理性を否定した点への疑問が示唆されている。加えて、いわゆる「モザイク理論」の観点からグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の見直しを説くものとして、David Gray and Danielle Keats Citron, *A Shattered Looking Glass The Pitfalls and*

見解は、第1の見解とは異なり、財産権的アプローチを「単なるテクニカルな『侵入』の能力に修正4条の保護をかからせるもの」と否定的に捉える。そのうえで、前記カーペンター・ケース合衆国最高裁判決で「プライバシーの合理的な期待」基準が改めて採用されたことを歓迎し、前章で整理したグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決と異なる判断を下した複数の州レベルの判例と同様、同判決に付されたブレナン裁判官の反対意見こそがカツ・ケース合衆国最高裁判決と整合的であったと説く。

第3に、カーペンター・ケース合衆国最高裁判決が、現代社会における携帯電話の利用の「不可避」性に言及したこととの矛盾を指摘する見解⁵⁹⁾がある。この見解は、自治体のルールに従ってごみを廃棄することが、現代社会で生活を送るうえで「不可避」なものであると解する。そのうえで、同判決において、捜査機関による携帯電話の位置情報の取得に対して「第三者法理」の適用を排除するにあたり、携帯電話が「非常に浸透し、日常生活の一部」となり、現代社会に参加するうえで「不可避」なものであることがあげられた点を捉え、廃棄されたごみ袋にプライバシーの期待を認めないグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決はカーペンター・ケース合衆国最高裁判決と矛盾すると説く。

第4に、近年の技術革新により、ごみから得られる情報が従来とは比べ物

Potential of the Mosaic Theory of Fourth Amendment Privacy, 14 NCJL & Tech. 381 (2012) をあげることができる。「モザイク理論」とは、単体では個人の詳細な情報を明らかにすることができない情報であっても、それらが集積することで詳細な情報を明らかにしようとの理解を前提に、捜査機関がそのような情報を収集・保存・利用することに対して法的規制を及ぼすべきであるとする考え方を指す。

59) Matthew Tokson, Inescapable Surveillance, 106 Cornell L. Rev. 409 (2020). ただし、この論者自身は、修正4条の保護範囲を、そのサービスの利用が社会において「不可避」かどうかに求めれば、「回避可能」な（したがって修正4条の保護が及ばない）サービスの利用を委縮させるおそれがある点や、障がいのある者や貧しい者といったマイノリティにとっては「不可避」なサービスが多くの人々にとっては「回避可能」であるために修正4条の保護を受けられなくなる点などを理由に、この基準を支持していない。なお、前記カーペンター・ケース合衆国最高裁判決の法廷意見が、現代社会において携帯電話の所有が不可避な点などに言及し、位置情報の提供は任意ではなかったとした点を妥当であると評する邦語文献として、尾崎他・前掲注48) 26頁。

にならないほどに増加している点⁶⁰⁾や、収集されたごみの事後の利用に対する規律が欠如している点⁶¹⁾を理由に、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の見直しを説く見解も示されている。

V 若干の考察

本稿では、日本における「ごみ捜査」のあり方を模索するうえでの有益な示唆を得ることを目的に、アメリカにおける「ごみ捜査」を巡る議論動向を跡づけてきた。最後に、本稿の結びにかえて、ここまでの整理からいかなる示唆を導くことができるのか、若干の考察を通して明らかにしたい。

1. 日米における「ごみ捜査」の比較

まず、日米両国の「ごみ捜査」のあり方を比較する⁶²⁾。

アメリカでは、1988年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決を境に、「ごみ捜査」の適法性判断においても、廃棄されたごみが財産的な意味で「放棄」されたものかどうかを問題とする財産権的アプローチが排斥された。そ

60) Lauren Hoglund, *Constitutional Law: Hey, That's My Trash; Warrantless Searches of Garbage under the Minnesota Constitution-State v. McMurray*, 42 *Mitchell Hamline L. Rev.* 353 (2016). See also, Anderson, *supra* note 56. また、近年の「マイクロバイーム」、すなわち人の身体に常在する細菌や古細菌、ウイルスを含む微生物からヒトの情報を解析する技術の進展を念頭に同旨の議論を行う文献として、George Dery III, *Should Everyone Now Use the Royal We: The Microbiome's Implications for Fourth Amendment Rights*, 26 *BU Pub. Int. LJ* 1 (2017). 論者は、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決が維持され続けた場合、人々が自身のプライバシーを守るためにはいわば世捨て人にならなければならないうえ、さらに、「マイクロバイーム」の活用が進めばそれすらも叶わなくなると警鐘を鳴らす。 *Id.*, at 21.

61) Rebecca Lipman, *Protecting Privacy with Fourth Amendment Use Restrictions*, 25 *Geo. Mason L. Rev.* 412 (2017). 公共空間に廃棄されたごみから収集されるDNAがデータベース化されることによる監視社会化への懸念から同旨の議論を行う文献として、Najla Hasic, *An Invasion of Privacy: Genetic Testing in an Age of Unlimited Access*, 44 *S. Ill. ULJ* 519 (2019).

62) 日本の判例については本稿Ⅰを参照。カッツ・ケース合衆国最高裁判決とグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決については本稿Ⅱを参照。ジョーンズ・ケース合衆国最高裁判決については本稿Ⅳ-1を参照。

の代わりに、1967年カツ・ケース合衆国最高裁判決で採用され、ジョーンズ・ケース合衆国最高裁判決が示されるまでプライバシーを制約する捜査手法の合憲性判断において広く採用されてきた「プライバシーの合理的な期待」アプローチへの転換が果たされたのである。もっとも、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決では、結論として、公道に廃棄されたごみ袋にはプライバシーの期待が認められず、したがって、警察官が無令状でごみ袋を押収して中身を捜索したとしても、合衆国憲法修正4条には違反しないことが確認された。

これに対して、日本でも、平成20年決定および30年判決で確認されたように、刑訴法221条の領置手続の要件を満たし、当該捜査の必要性・相当性が満たされれば、領置やそれに「必要な処分」として、アメリカと同様に令状なく「ごみ捜査」を行うことができる。

このように日米両国は、「ごみ捜査」にあたり原則的に令状を要しないとしている点では共通する。もっとも、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決が財産権的アプローチを排して「プライバシーの合理的な期待」アプローチを採用したのに対し、日本の判例は、刑訴法上の領置手続の要件を満たすかどうかを判断するうえで、ごみの占有の移転に着目しており、財産権的アプローチと親和的である。しかし、両国においても、結論のうえでは廃棄されたごみの取得に令状を要しないため、少なくとも「ごみ捜査」に関していえば、両アプローチの相違は判然としない。それゆえに、平成30年判決で問題となった、オートロックマンション内の共有スペースにおかれたゴミステーションに廃棄されたごみのような場合にも、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の趣旨を及ぼすべきなのかどうかは定かではない。

いずれにせよ、当のグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決には、ブレンナン裁判官の反対意見をはじめ、当初より有力な批判が加えられていたうえ、いくつかの州の最高裁による同判決への異論や、捜査とプライバシーに関する近時の重要判例の登場も一因としつつ、技術革新や社会構造の変化、それらに伴うプライバシー意識の高まりを背景に同判決の見直しを求める議論が

見られるようになった⁶³⁾。

2. 日本の「ごみ捜査」を考えるうえで州最高裁の異論がもつ意味

では、いくつかの州でグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決への異論が見られることは、日本における「ごみ捜査」のあり方を考えるうえでいかなる意味をもつのか。まず、いずれの判例も、形式的には、無令状での「ごみ捜査」が合衆国憲法修正4条に違反するとしているわけではなく、その趣旨をより手厚く保障する各州の憲法に違反することを理由に、ごみの捜査から得られた証拠を排除している。また、最高裁がグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決に反する判断を示した州は、依然として一部にとどまる。そのため、現時点で、アメリカにおいて同判決の権威が大きく揺らいでいるとの評価を加えるのは早計であるといわざるをえない。

さらに、ひとくちに州法上の理由に基づき合衆国最高裁判例の先例に反する判断を下した州最高裁の判例といっても、その判断の前提となる憲法解釈における合衆国と州との関係を巡る理解は各州で異なっている。すなわち、一方では、前記の1990年ヘンペレ・ケースニュージャージー州、1996年モリス・ケースバーモント州、2003年ゴス・ケースニューハンプシャー州、2021年ライト・ケースアイオワ州の各州最高裁判決のように、州最高裁は、少なくとも合衆国憲法による市民に対する保護が州憲法による保護を下回る場合には、合衆国最高裁の先例に反する憲法判断を行う権限と責務を当然に有すると解しているように見受けられる州最高裁判例がある。他方では、1990年ボーランド・ケースワシントン州最高裁判決のように、合衆国最高裁に反する判断を行うべきかどうかを判断するにあたり、プライバシーを制約する捜査手法に関する規制を合衆国全土で統一することがもたらす利益に配慮しつつ、①州憲法の条文の文言、②合衆国憲法の条文の文言との違い、③憲法の

63) グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決に付されたブレナン裁判官の反対意見をはじめとする同判決に加えられた批判については本稿Ⅱ-3を参照。同判決と異なる判断を示した州最高裁の判例については本稿Ⅲを参照。近時の同判決の見直しを説く議論については本稿Ⅳ-2を参照。

歴史、④州の現行法、⑤憲法の構造の相違、⑥特定の州の関心事または地域の懸念事項という6つの基準を立てたうえで、綿密な検討を要求するものもある。このボーランド・ケースワシントン州最高裁判決は、ごみの捜査が州憲法に違反するとの判断を下すにあたり、州内の都市の条例を参照して、市民が有する廃棄されたごみに対するプライバシーの期待の存在を推認している。なお、同判決以外の州最高裁判例も、大なり小なり、各州の憲法の条文とその歴史や、現行法、捜索押収に関する州裁判所の判例、州内で発行された新聞の記事などの各州固有の事情を考慮して、「ごみ捜査」が、各州憲法の禁止する不合理な捜索押収に該当するかどうかを判断しているのである。したがって、連邦制のもとでの合衆国憲法と州憲法との関係という日本にはない事情や、州憲法の解釈における州固有の事情の存在を軽視して、日本も一連の州判例に倣うべきであると直ちにはいえない。

もっとも、州最高裁が州憲法違反を認めるにあたり、主にグリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決に付されたブレナン裁判官の反対意見を採用し、実質的には同判決の論理を否定している点は見逃ごせない。ここから、アメリカ社会における家庭ごみに対するプライバシー意識の変化の兆しを見て取ることは許されよう。

3. 1998年グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決への批判や近時の見直し論からの示唆

次に、無令状での「ごみ捜査」の是非を考えるにあたり、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決に付されたブレナン裁判官の反対意見をはじめとする同判決に対する批判や、近時の同判決の見直しを説く議論からは、いかなる示唆を得ることができるか。

同判決に対する主な批判は次の4点である。①家庭内の「私生活の情報(intimate detail)」と強く結びついたごみを他人が精査する行為に多くの人々は嫌悪感を抱く。②条例などの現地のルールに従って廃棄されるごみは、自発的に「放棄」されたものとみるべきではない。③不透明なごみ箱の中に捨

てられたごみ袋については、袋の中身が第三者の目にさらされたわけではない。④家の門や扉の鍵が開いているからといって住居内に侵入していいわけではないのと同様に、詮索好きな者などが開披する可能性があるからといってごみのプライバシーの期待が直ちに否定されることにはならない。これらの批判は、同判決の見直しを説く近時の見解のうち、前記ジョーンズ・ケース合衆国最高裁判決とジャーディン・ケース合衆国最高裁判決で復活した財産権的アプローチの観点や、前記カーペンター・ケース合衆国最高裁判決で再度採用された「プライバシーの合理的な期待」基準の観点から同判決の見直しを説く見解にも踏襲されている。さらに、近時の見解の中には、条例等の自治体のルールに従ったごみの廃棄の現代社会における「不可避」さや、近年の技術革新によるごみから得られる情報の飛躍的な増加、収集されたごみの事後の利用に対する規律の欠如を指摘する見解も見られる。

中でも、財産権的アプローチと「プライバシーの合理的な期待」アプローチの双方の観点から見直しが説かれている点は興味深い。財産権的アプローチから見直しを説く見解によれば、少なくとも条例などで定められたルールに従って廃棄されるごみについては、個人が「放棄」したというより、ごみ処理という特定の目的のために、ごみ収集システムにいわば「委ねた」と受け止められることになる。そのうえで、ごみには家庭内の私生活に関する情報が豊富に含まれていることに照らし、そのごみを無令状で搜索する行為は、実質的には修正4条が保護する私的な領域に侵入するものと評価されるのである。その一方で、「プライバシーの合理的な期待」アプローチの観点から見直しを説く見解に従えば、詮索好きな者などが開披する可能性が必ずしもごみに対するプライバシーの期待を否定するわけではないとの理解を前提に、ごみがもつ私生活の親密性との強い結びつきや、ごみが無断で漁られることに対する多くの人々が抱く嫌悪感を理由に、廃棄されたごみに対するプライバシーの期待の合理性が認められることになる。また、現地のルールに従ってごみが廃棄される限り、個人がそれを自発的に第三者に提供したものとみえず、「第三者法理」は適用されないことになる。果たして、両

アプローチを併用する近時の捜査とプライバシーに関する重要判例の登場は、グリーンウッド・ケース合衆国最高裁判決の見直しを後押しすることになるのかどうか。今後もアメリカにおける判例動向を注視する必要があるといえる。

4. 日本における「ごみ捜査」を考えるうえでの示唆

ここで改めて日本に目を移すと、前記の通り、日本の判例では、少なくとも判文上は「ごみ捜査」の適法性判断にあたり強制処分該当性や令状の要否が検討されることはなかった。そこでは、ごみとして「放棄」されたものについて、個人にとって重要な利益が残ることはないとの理解が当然視されていたように思われる。しかし、すでに見たように、アメリカでは、その当然の前提を覆す州最高裁判例が示されており、近時の捜査とプライバシーに関する重要判例も、そのような議論を後押ししている。果たして、これまでの日本の「ごみ捜査」に対する姿勢は今後も維持しうるのであるのか。

たしかに、領置手続は、その占有取得過程に強制を伴わないため憲法35条の「押収」にはあたらず、令状審査は不要であるとの理解が有力⁶⁴⁾であることに照らせば、領置の要件を満たした捜査手法に令状を要求するとの解釈を裁判所が採用しなかったことは理解できる。もっとも、「ごみ捜査」に令状を要するかどうかは、本来、廃棄されたごみやその中身が、最高法規である日本国憲法の35条により規定される令状主義が保護する「住居、書類及び所持品」に準ずる私的な領域や、その趣旨が及ぶ態様で第三者に伝達された個人に由来する情報、またはその情報に対する個人のコントロールが及ぶ領域にあたるかどうかといった観点から検討されるべきであるようにも思われる。家庭ごみが私生活の情報と強く結びついていることや、今や現代社会で生活するうえで不可避といえる条例等に基づく家庭ごみの廃棄には、単純に財産の「放棄」とはいいがたい面があること、そして、家の門や扉の鍵が開いているからといって住居内に侵入していいわけではないと同様に、家の

64) 本稿 I を参照。

前に置かれているからといって、直ちにそのごみを無断で持ち去っていいことにはならないといったアメリカで見られる問題提起が、日本ではこれまで十分に意識されてこなかった感がぬぐえない⁶⁵⁾。

さらに、刑事法上の領置手続とその「必要な処分」という枠組みで、「ごみ捜査」に対する適正な統制が敷かれているといえるのかどうかも考える必要がある。実際、被告人が検挙を避ける行動をしていたため嫌疑が高まっていたという抽象的な理由をあげ、約4か月に及ぶごみの監視を領置手続とその「必要な処分」として許容した平成30年判決に対しては、捜査の必要性を基礎づける嫌疑の認定が曖昧であるとの疑問が呈されている⁶⁶⁾。ここにも、「みだりに他人にごみ袋の内容を見られることはないという期待」の重要性がほとんど顧みられていない姿勢がうかがえる⁶⁷⁾。仮に、原則的にごみの領置に令状を要求しないとの姿勢を今後も維持するとしても、長期に及ぶごみの監視を念頭に、「ごみ捜査」に対する統制のあり方として、領置手続とその「必要な処分」という枠組みが望ましいものといえるのかどうかは今後も問われ続けることとなろう。長期のごみの監視に歯止めがかからなくなれば、原則として令状なしでの捜査が許されない空間である家庭内の私生活が、無令状での「ごみ捜査」を通じて容易に丸裸にされるという事態が生じかねないのである⁶⁸⁾。

65) 高村・前掲注3) 49-50頁も、本来他人に知られることのない情報を取得する態様の捜査を無令状で行うことは許されないとの問題意識のもと、外部の者が見る可能性の低いマンション内のごみステーションに廃棄されたごみを無令状で押収する捜査手法は許されないとして、平成30年判決に批判を加えている。また、辻本典央『刑事訴訟法』（成文堂、2021）112-113頁も、廃棄の場所や時間が指定される家庭ごみの性格に照らし、廃棄に向けた手続に捜査機関が介入することは強制処分であると指摘する。

66) 川島・前掲注3) 131頁、堀田・前掲注3) 290-291、293頁。

67) 小浦・前掲注3) 200頁も参照。

68) 笹倉宏紀「捜査法の体系と情報プライバシー」刑法雑誌55巻3号（2016）33頁以下、429頁は、いわゆる情報プライバシー権の保障の意義を以下のように説く。すなわち、人には多かれ少なかれ他人に知られたくない弱い部分があり、その部分を隠しつつもときに相手を選んでそれを開示するというように、ペルソナを使い分けることで、人格を形成・発展させたり、親密な人間関係を構築したりすることができる。その反面、他者からの監視により、家庭、職場、友人間、不特定多数の者とのつながりの中で、そのようなペルソナの使い分けが無意味になれ

VI 結びにかえて

すでに述べたように、捜査機関により収集されたごみの事後の利用に対する規律の欠如を問題視する見解が見られることに加え⁶⁹⁾、近年の技術革新は、ごみから得られる情報を飛躍的に増加させている⁷⁰⁾。そのうえで、いわゆるGPS捜査について、令状がなければ行うことができない強制処分であると断じた最大判平成29年3月15日⁷¹⁾が、仮に、情報通信技術の発展の将来予想が困難であることに照らし、その推移に応じた柔軟な対応を可能にする意図で、監視捜査に対する規制要因を早計に絞り込むのを避けるために多様な解釈の余地を残したのだとすれば⁷²⁾、なお一層、日本の「ごみ捜査」に対する姿勢もまた、近い将来に見直しを迫られる日が来る可能性を否定できないように思われる。その日に備えて、憲法35条の令状主義が守ろうとする価値⁷³⁾やプライバシーの本質に立ち返りつつ、技術革新や社会構造の加速度

ば、常に他者の視線に身構え委縮してしまう不自由な社会となる。そのような事態を抑止するという点に情報プライバシー権保障の主眼があるというのである。もっとも、家庭ごみが長期にわたりみだりに監視されることが許容される社会では、そのような主眼は果たされないであろう。

- 69) なお、DNA型情報を含むデータベース化への懸念から、ごみの領置には相当に厳格な審査が要求されるべきであると説く邦語文献として、稲谷龍彦『刑事手続におけるプライバシー保護』（弘文堂、2017）331-333頁。
- 70) 松代・前掲注2）12頁も、ごみに含まれるものの例として、血液や毛髪、DNAサンプルなどをあげ、ごみのもつ情報量の増大を指摘する。
- 71) 刑集71巻3号13頁。
- 72) 笹倉宏紀「判批」別冊ジュリスト241号（2018）220頁以下、221頁。なお、同判決について、その位置情報が公道等に限られる自動車と、私的領域全般に及ぶ所持品とを同列に論じたいうえで立法的措置に言及している点について、個別事案の解決を離れた観点からの判断をあえて示したような印象があるとするものとして、河村博「いわゆるGPS捜査と強制処分法定主義について」同志社法学69巻7号（2018）869頁以下、888頁。
- 73) 緑大輔「刑事手続における遺物の領置」修道法学27巻2号（2005）317頁以下、334頁も、「ごみ捜査」を巡る議論を決着させるにあたっては、憲法35条の保障内容をどのように捉えるかを明確にする必要があると指摘する。また、同「刑事手続上の対物的処分における権利・利益の帰属と強制処分性」刑法雑誌51巻2号（2021）147頁以下、159頁は、封緘されているごみ袋については、宅配便などにかかるプライバシーの放棄を荷送人や受取人が判断できるのと同

的な変化にも目配りし、日本における「ごみ捜査」のあり方や、ひいては犯罪捜査に対する規律やプライバシー保障のあり方について、さらなる検討の機会をもちたい。

様に、ごみ処理業者に宛てた封緘物と捉え、そのプライバシーを保護する類型的な必要性の高さを認めるべきであるとしつつ、ごみを廃棄した者かごみ処理業者の承諾がない限り、その内容物の探索は強制処分に該当するとの見解を示している。もっとも、ごみ処理業者の承諾があれば内容物の探索が常に任意処分と解されるべきとする趣旨ではなく、たとえば廃棄業者に委託された秘匿性の高い情報を含む文書のように、ごみを廃棄した者の危険負担の受忍限度を超えるような高度のプライバシーが認められる場合についてはなお令状を要すると解すべきと説く。同160頁を参照。